

こちが「企業の労働110番」です



(一社)名北労働基準協会 ホワイト企業推進本部
労働保険・社会保険コンサルタント

社会保険労務士 福田博司

建設業「2017年問題」への対応はお済みですか？

「はい、こちら企業の労働110番です」。
電話は、ある内装会社X社の社長さんからでした。「社会保険に入っていない」と、現場で仕事ができなくなるって聞いたけど本当で

「具体的にご質問です。具体的に聞いてみると「うちは株式会社で、外注の内装仕事を従業員8人でやっています。実は社員の中に、手取りの給料が減るからと言って健康保険と厚生年金保険に加入していな

い従業員が3人います。先日、発注先のY社に提出した現場作業員名簿の中で、その3人について『今回県から受注したビル建設現場にこの3人は入れない。社会保険にきっちり入ってな

い従業員はこれからの公共工事の現場にも入れないから、適正に入れさせろ。こんな状態だとこれからX社への発注も考えないといけないな!』と強い口調で言われてね。本当にこれからこの3人は社会保険に加入させないと仕事ができないのかね?』との内容でした。

平成24年11月に国土交通省より「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」が出され、X社の社長が言う通り平成29年度には、企業単位で建設許可業者の100%、労働者単位で製造業と同水準(厚生年金保

険87・1%、雇用保険92・6%)の加入を目指すことされました。平成27年4月にはこのガイドラインが改定され、具体的な取組内容を明示し、前倒し措置を実施しました。Y社はこのガイドラインに従い、X社に社会保険加入の指導をしたわけです。

社会保険に入っていないと現場に入れません!



建設業の社会保険未加入

問題は、業界全体の就労環境等の悪化原因であり、今後の社会資本整備や増大するインフラの維持管理の支障にもなりかねず、建設業の「2017年問題」として大きくクローズアップされています。実際、平成29年4月以降社会保険に未加入の企業・労働者は公共工事の現場に事実上立ち入れ

なくなり、この流れは公共工事以外にも広がってきています。当協会にもX社のような相談が数多く寄せられています。

社会保険未加入の場合、以下の企業で対策が必要です。

【雇用保険】

労働者を1名でも使用する企業

【健康・厚生年金保険】

○法人会社 従業員数を問わない

○個人会社 常時雇用従業員(正社員・パート・アルバイトを含む)が5名以上

対策として、社会保険に加入するか、もしくは労働者を全員自営業者化するかですが、自営業者化要件は非常にハードルが高く、労働者の社会保険加入は適切に行うことが最良です。

ご質問のX社は、法人企業であり社会保険に加入していますが、そこで働く従業員も個人の意思に関わらず加入することが法律で義務付けられています。また、

社内の法的平等性からも強制加入としなければなりません。X社の社長さんには、状況を理解していただき、「常識ある会社として社会保険未加入者をなくしませぬ」との返答があり、相談は終わりました。

現在当協会では、建設業「2017年問題」対策として、安全大会等での社会保険加入セミナーへの講師派遣と対応策の相談を無料で行っています。

また、当協会の関連団体「社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティンク」では、複雑な社会保険の加入手続きの事務委託も扱っています。社会保険の加入説明・事務手続き等についてお気軽にご相談ください。

お問い合わせは、当協会
ホワイト企業推進本部 ☎
052-961-365
5)まで。

イラスト・森沢康代